

剣淵町の助成・補助事業

令和5年度の助成・補助事業は、福祉・教育のほか、農業・商工業などこれまでの助成・補助事業で一部見直しを行いました。主要な助成・補助事業は次のとおりです。

事業名	剣淵町外出支援サービス事業
内容	通院時に利用するハイヤー・タクシー利用料金の一部助成を通して、通院時の身体等の負担軽減を図ります。
対象者	町内に居住する概ね65歳以上で、疾病による身体虚弱、又は心身障がいの理由により、公共交通機関を利用することが困難、かつ町内に医療機関に送迎することが可能な親族がいない方です。
対象事業	町内の医療機関のほか、名寄市から旭川市の範囲の医療機関への通院に係る営業車利用料金の一部を助成します。一人当たり月間片道4回（年間最大48回）を限度とします。
補助金額	営業車利用料金の半額、1回当たり5,000円を上限に助成します。
その他	対象要件等の審査がありますので、事前の申請が必要です。
問合せ先	健康福祉課福祉介護グループ Tel 34-3955

事業名	剣淵町生涯学習活動団体交通費助成金
内容	自発的、主体的に町内諸団体が行う生涯学習に関わる事業または活動に寄与するため、事業などを実施する際の交通費の負担軽減を図ります。
対象者	町外で行う自主企画の研修会や競技大会に参加する団体（社会教育・社会体育・学校教育関係団体、社会福祉・農業・商工業関係団体など）に所属する会員のうち、参加人員がおおむね5人以上の参加者としてします。 ※観光や慰安または遊戯、物品の商談や契約などは対象外です。
対象経費	事業または活動の実施に必要な交通費で、原則参加人員によって借上げバスまたはレンタカーとなります。ただし、有料道路の料金および駐車料金は各団体の負担です。
補助金額	対象経費の10分の6以内の額（上限8万5千円）で、1団体につき年度5回までです。 ※町有バスを利用したときは、限度回数5回からその利用した回数を差引きます。
その他	事故などの一切の責任は、助成金を受けた団体が負うものとします。
問合せ先	教育課社会教育係 Tel 26-9025（直通）

事業名	剣淵町社会教育関係競技大会・研修会出場等補助金
内容	町外での競技大会または研修会に出場、あるいは参加する際に要する経費の負担軽減を図り、本町における社会教育・社会体育活動などの振興に資するものに対して、補助金を交付します。
対象事業	町外での社会教育・社会体育関係団体、あるいは学校教育関係団体の競技大会です。 ※原則、予選大会を経ての全道または全国規模の大会への出場、全道規模以上の指導者研修会に参加するものです。
対象者	社会教育・社会体育関係団体、学校教育関係団体に所属する町民です。 ※選手のほか、競技大会の開催要項などで示された場合、監督（責任者）も対象（町民に限る）になります。
対象経費	交通費、宿泊費および参加料（全て実費）となります。 ※交通費と宿泊費は、町職員の旅費基準を上限とします。
補助金額	対象経費の10分の6以内の額で、全道および全国規模の大会それぞれ年度1回までです。 ※個人戦および団体戦種目のある団体は、別々に出場する（大会日が異なる）場合に限り、それぞれ年度1回とします。
その他	事故などの一切の責任は、補助金を受けた方（団体）が負うものとします。
問合せ先	教育課社会教育係 Tel 26-9025（直通）

事業名	剣淵町住宅新築・改修促進助成事業
内容	町民が安心して住み続けられる住まいづくりを進めるため、住宅の新築・改修とともに一部の工事費に対し、補助金を交付します。
対象者	町内に住所を有し居住する個人、または本町に居住しようとする個人です。工事費用の総額が100万円以上のものが対象です。
補助金額等	◇新築工事 50 万円（脱炭素住宅に適合する場合は 60 万円） ◇改修工事 20 万円 ※新築は 20 万円、改修は 10 万円を剣淵町共通商品券で交付します。
問合せ先	総務課企画財務広報グループ TEL 26-9021（直通）



事業名	マツダ車購入助成事業
内容	マツダ(株)の新車購入に対し助成します。剣淵町には自動車メーカーマツダ(株)の冬季テストコースがあり、マツダ車販売の拡大・支援を通しマツダ(株)の好業績が続くことにより、マツダ(株)関係者と広く交流と親交を深め、地域活性化を図ります。
対象者	町内に住所を有し、車を使用する個人、あるいは町内に事務所または事業所を有し、事業を営む企業です。
補助金額	1台5万円
問合せ先	剣淵・マツダとふれあう会 藤原光男（仲町 TEL34-3782） 総務課企画財務広報グループ TEL 26-9021（直通）



事業名	剣淵町農商工業新規就業奨励金支給事業
内容	担い手の確保と定着を図るため、剣淵町内で新たに農業及び商工業に担い手として就業した方に対し、奨励金を支給しています。
対象者	・開業または就業時の年齢が45歳未満で3年以上就業が見込まれること。 ・もっぱら商工業の生産販売に精励する方であること。 ・次のいずれかにより新規就業した方であること。 （1）町外から新規参入し町内で開業する方 （2）町内出身であり、新規学卒又はUターンなどにより後継者として町内の親元に就業する方 （3）町内の商工業に係る会社法人などの構成員として就業する方
補助金額等	金額：（1）配偶者がいる場合：1月あたり 2万5千円 （2）配偶者がいない場合：1月あたり 1万5千円 期間：就業の日から3年間 9月及び3月に支給
問合せ先	農業 農林課農林グループ（農業振興センター）TEL 34-3311（直通） 商工業 町づくり観光課商工観光グループ TEL 26-9022（直通）

事業名	剣淵町起業化支援事業補助金
内容	町内における経済活動の創出を促進するため、新たに起業を目指す方に対し、事業経費の一部を補助金として交付します。
対象者	5年以上継続して、起業した事業を展開する見込みのある方とします。 ・個人・グループ 現在事業を営んでいない方及び現在営んでいる事業と異なる分野の事業を始めようとする方（起業後2年以内に法人化する計画であること） ・法人 現在営んでいる事業と異なる分野の事業を始めようとする方
補助金額等	補助金額は300万円を上限とし、補助対象経費の2分の1以内で予算の範囲内の額を補助金として交付します。
問合せ先	町づくり観光課商工観光グループ TEL 26-9022（直通）

事業名	剣淵町商店街空き店舗活用支援事業補助金
内 容	町内に点在する空き店舗を活用して新たに商業活動を行う者に対し、空き店舗の改装に係る費用等の一部を補助し、空き店舗の解消と商業の活性化を図ります。
対 象 者	空き店舗を活用して小売業等を2年以上営もうとする個人又は共同店舗を組織する団体若しくは法人とし、次に掲げる要件を有した方。 （１）商工会の会員（空き店舗を活用する時点で会員になった者を含む。）であること。 （２）補助金を申請する時点から前3年間に於いて、町税を滞納していないこと。 （３）団体にあっては、町長が商店街振興に特に必要と認めるものであること。
補助金額率	補助対象経費の2分の1以内の額とし、次に定めるところによります。 （１）改装事業費補助金は、10万円以上100万円を限度とし、最初の1回限りです。 （２）家賃補助金は、賃借する家賃の1か月分につき5万円を限度とし、補助する期間は最長2年間です。
問合せ先	町づくり観光課商工観光グループ TEL 26-9022（直通）

一部変更

事業名	剣淵町新商品開発・販路開拓支援事業補助金
内 容	剣淵産品の高付加価値化や事業者の取引先の拡大を促進させるため、新たな商品やサービスを開発しようとする方及び商品やサービスの販路を開拓しようとする方に対し、予算の範囲内で事業経費の一部を補助金として交付します。
対 象 者	町内に所在して事業を営む個人事業者（グループ、団体、協業体などを含みます。）及び法人で、次に掲げる要件をすべて有した方。 （１）町税等の滞納がないもの （２）当該補助金交付申請書提出日において、次に掲げるもののいずれかであること ・個人事業者の場合は、営む事業の開始後1年以上事業年度を継続しているもの ・法人の場合は、法人設立後1年以上の事業年度を経過しているもの
補助金額	補助金額は50万円を上限とし、補助対象経費の2分の1以内で予算の範囲内の額を補助金として交付します。
問合せ先	町づくり観光課商工観光グループ TEL 26-9022（直通）

事業名	剣淵町中小企業等ＵＩＪターン者就業奨励金支給事業
内 容	地方での定住や移住を希望する方の確保は重要であることから、中小企業等の新規就業者に対し奨励金を支給することで、定住人口の確保を図ります。
対 象 者	・町外に1年以上居住し、剣淵町に移住した方 ※町内在住新規学卒者で、おおむね1年以内に町内の中小企業等に就業した場合も含みます。 ・修業時の年齢が満45歳未満で、3年以上の就業が見込まれる方
補助金額	1月あたり2万円で2年間支給します（計48万円）。 支給は基本9月と3月の年2回です。
問合せ先	総務課企画財務広報グループ TEL 26-9021（直通）

業 名	スマート農業促進支援事業
内 容	スマート農業に位置づけられる作業機械等の購入や農業用ドローン免許取得に取り組む農業者に対し、町が所要経費の一部を助成することにより、農作業における高齢化や労働力不足に対応したスマート農業の促進を図ります。
対 象 者	助成の対象者は、剣淵町に住所又は事業所を有する農業者（個人、集団及び法人）で、町税及び町使用料等の滞納がない方。
対象経費	①スマート農業機械購入費 （対象機械：農業用ドローン、GPSガイダンスシステム、GPS付作業機械、自動操舵システム、自動制御付作業機、ハウス自動巻上機、環境制御装置、アシストスーツ、水田水管理システム） ②ドローン免許費用
補助金額率	①購入金額の10分の2以内（30万円上限） ②免許取得の場合は10分の3以内（10万円上限）
問合せ先	農林課農林グループ TEL 26-9023（直通）

事業名	剣淵町まちづくり団体支援事業補助金
内 容	魅力と活力のあるまちづくりを推進するため、町内を活動の範囲とする団体等が自らの企画提案により行うまちづくり活動又は地域活性につながる人材支援に要する経費について、当該団体等に対し、予算の範囲内において剣淵町まちづくり団体支援事業補助金を交付します。
対 象 者	次に掲げる要件を満たす団体です。 （１）町内に活動拠点を置く団体であること。 （２）おおむね５人以上で、かつ、町民（町内に在住、在勤又は在学する者をいう。）で構成されている団体であること。
対象事業	補助金の交付の対象となる事業は、補助対象団体が、当該年度に完了するものであって、次に掲げる事業とします。 （１）地域資源（観光・特産品）の発掘、振興に関わるもの （２）地域の活力、活性化に関わるもの （３）地域活性化又は地域づくりにつながる人材育成に関わるもの （４）その他町長が必要と認める活動
補助金額等	補助金の額は、補助対象経費の 10 分の 10 以内の額で 10 万円を上限とし、1 活動団体あたり当該年度 1 事業とします。ただし、同一事業で継続が必要と認める場合の補助の回数は 3 回までとします。
問合せ先	総務課企画財務広報グループ TEL 26-9021（直通）

一部変更

事業名	結婚新生活支援事業補助金
内 容	結婚新生活の支援により婚姻に伴う経済的負担を軽減することを目的として、新規に婚姻した世帯に対し、住宅費及び引越費用の一部を補助金として交付します。
対 象 者	次のすべてに該当する夫婦となっています。 （１）新婚世帯 令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの間に婚姻届けを提出し、受理された夫婦。 （２）世帯の所得が 500 万円未満であるもの。 〈世帯の所得の算出方法〉 所得証明書をもとに前年分（申請月が 1 月から 6 月までの場合は前々年分）の夫婦の所得を合算した金額。ただし、貸与型奨学金（公的団体または民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額とする。 （３）夫婦ともに婚姻日における年齢が 39 歳以下であること。 （４）対象となる住宅または物件が剣淵町内にあること。 （５）申請時に夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅または物件の住所となっていること。 （６）過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。 （７）同一世帯に属する者全員が地方税および上下水道料金等、町への納入金を完納していること。
対象経費	（１）住宅費（結婚を機に新たに住宅を取得する際に要した経費、物件の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）なお、住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分が補助対象外となります。 （２）引越費用 令和５年 1 月 1 日から令和６年 3 月 31 日までの間に支払った婚姻に伴う引っ越し費用で、引越業者または運送業者への支払いに係る実費。
補助金額	補助上限額 30 万円（夫婦ともに婚姻日における年齢が 29 歳以下である場合は 60 万円）
問合せ先	総務課企画財務広報グループ TEL 26-9021（直通）



※このほか記載されていない助成事業については各担当課にご相談ください。